

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年8月20日京都市条例第7号）（行財政局人事部給与課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員の部分休業について次の措置を講じることとしました。

- 1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認について、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて行うものとしている要件を廃止します。
- 新たに、1年（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）につき勤務日の10日相当の時間の範囲内で取得することができる部分休業（以下「第2号部分休業」という。）を承認することができることとします。
- 第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業を請求するかについて、あらかじめ任命権者に申し出た内容を変更することができる特別の事情を定めます。
- 新たに、上記3の変更をした場合を部分休業の承認の取消事由とします。

この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。令和7年度においては、上記2の改正のうち「10日相当」を「5日相当」とする経過措置を実施することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年8月20日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 7 号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中「の条例」を「に規定する条例」に、「、1週平均」を「又は1週平均」に改め、「又は勤務日ごとの正規の勤務時間数」を削る。

第12条の2の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「法第19条第1項」を「第1号部分休業（法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項）に、「（以下「部分休業」という。）」を「をいう。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第12条の3 第2号部分休業（法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1日の正規の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（部分休業の請求に係る1年の期間）

第12条の4 法第19条第2項に規定する条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（第2号部分休業を請求することができる時間の範囲）

第12条の5 法第19条第2項第2号に規定する条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の1日の正規の勤務時間数に10（1週平均の正規の勤務日数を考慮して別に定める非常勤職員にあっては、別に定める数）を乗じて得た

時間

(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)

第12条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第13条第1項中「職員が」の右に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第14条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第14条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内でこの条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の請求をする職員に対するこの条例による改正後の京都市職員の育児休業等に関する条例第12条の5の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(行財政局人事部給与課)